

新しい特産品開発、販路開拓しませんか？

日高川町商工業全力応援事業補助金制度をご活用ください。

日高川町では、町内産業の振興、雇用の促進及び定住促進に寄与するため、予算の範囲内において新しい特産品の開発や既存商品に改良を加え販路開拓を目指す事業者を対象に、その費用の一部を補助します。

特産品等開発応援事業補助金制度

最高50万円！！

◎申請できる方

- ・個人にあつては、町内に住所及び主たる事業所を有する者
- ・法人にあつては、法人の代表者が町内に住所を有し、かつ町内に登記された本店を有する者で、下記のいずれかに該当する中小企業者等

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者

イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人

ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農事組合法人

※上記にかかわらず、以下の者は対象としない。

- ・町税等を滞納している者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは、暴力団員と密接に関係を有する団体。

◎補助対象となる経費と補助金額

補助金額 上限50万円（対象経費の2分の1以内）

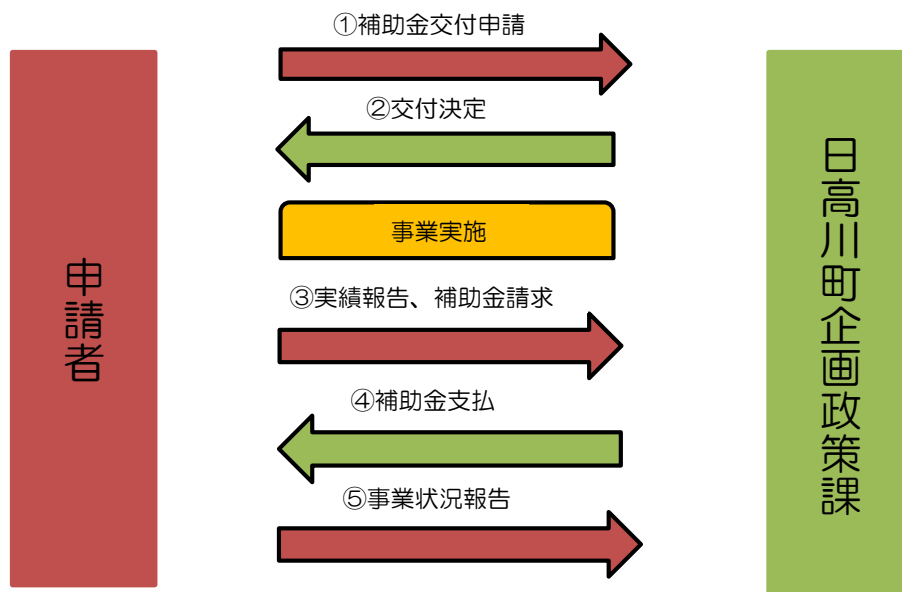
・設備費・商品の開発費・試作品等の品質検査及び栄養成分分析費用・各種許認可の申請及び商標の出願等にかかる費用・商品パッケージ、ラベル等の改良についてコンサルティングを受けた場合に係る費用・専門的知識を有する専門家の指導・相談を受けた際に支払う謝金・その他町長が適当と認める経費

◎補助対象事業

- ・町内で生産及び収穫される農畜林水産物を用いた加工品及び工芸品で、日高川町の魅力を効果的に情報発信出来る新しいお土産品を開発する事業
 - ・既存の加工商品に改良を加え販路開拓を目指す事業
- いずれかに該当する事業で年度内1事業者につき1事業限りとする。

※裏面もご確認ください

申請から事業状況報告までの流れ



補助金の返還

○下記のいずれかに該当する場合は、補助金の全額を返還していただきます。

- ①虚偽の申請やその他の不正な手段で補助金の交付を受けた場合
- ②交付決定後3年以内に事業所を町外へ移転するとき
- ③交付決定後3年以内に補助対象者が町内に居住しなくなったとき
- ④補助事業完了後1年以内に、開発された特産品等の販売実績が確認できないとき
- ⑤その他町長が事業の運営及び経理について不適当と認めたとき

※詳しくはホームページ、要綱をご確認ください。

日高川町ホームページはこちら→



【申請書提出・お問合せ先】

日高川町役場 企画政策課

〒649-1324 和歌山県日高郡日高川町大字土生 160 番地

TEL 0738-22-2041

E-mail teijyu@town.hidakagawa.lg.jp

FAX 0738-22-1767

HP <http://www.town.hidakagawa.lg.jp/>